

和歌山県立医科大学におけるセーフ・ハーバー・ルール

和歌山県立医科大学におけるセーフ・ハーバー・ルールは以下のとおりとし、その要件を満たす場合は利益相反行為に該当しない行為とみなす。

- 1 当該研究に関連する会社その他の営利企業又はその他の団体（以下「関連企業等」という。）について、研究者並びにその配偶者及び生計を一にする一親等の親族が保有する株式、出資金、新株予約権（ストックオプションを含む。）等のエクイティが5%未満のとき。
- 2 研究者並びにその配偶者及び生計を一にする一親等の親族が関連企業等から獲得した経済的利益（研究者個人が管理している研究契約金、寄付金、相談料、調査・試験料、特許権、コンサルタント料、講演・原稿執筆その他これらに類する行為による寄付金、報酬又は謝金等（物品の供与及び無償の役務提供を含む。））が100万円以下のとき。
- 3 研究者が獲得した共同研究、受託研究若しくは奨学寄付金（本学が受け入れ、共同研究又は受託研究で、機関管理している研究費又は教育や研究の充実に目的とした寄付金で機関管理している奨学寄付金等）の受け入れ額が200万円以下のとき。